第十五条　署名

二千八年五月三十日にダブリンで作成されたこの条約は、二千八年十二月三日にオスロにおいて、その後その効力が生ずるまでの期間はニューヨークにある国際連合本部においてすべての国による署名のために開放しておく。

第十六条　批准、受諾、承認又は加入

1　この条約は、署名国によって批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

2　この条約は、この条約に署名しなかった国による加入のために開放しておく。

3　批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

第十七条　効力発生

1　この条約は、三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された月の後六番目の月の初日に効力を生ずる。

2　三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後六番目の月の初日に効力を生ずる。

第十八条　暫定的適用

いずれの国も、自国の批准、受諾、承認又は加入の時に、この条約が自国について効力を生ずるまでの間第一条の規定を暫定的に適用する旨を宣言することができる。

第十九条　留保

この条約の各条の規定については、留保を付することができない。

第二十条　有効期間及び脱退

1　この条約の有効期間は、無期限とする。

2　締約国は、その主権を行使してこの条約から脱退する権利を有する。この権利を行使する締約国は、他のすべての締約国、寄託者及び国際連合安全保障理事会に対してその旨を通告する。脱退の通告には、脱退しようとする理由についての十分な説明を記載する。

3　脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した後六箇月で効力を生ずる。ただし、脱退する締約国が当該六箇月の期間の満了の時において武力紛争に巻き込まれている場合には、脱退は、武力紛争の終了の時まで効力を生じない。

第二十一条　この条約の締約国でない国との関係

1　締約国は、すべての国によるこの条約への参加を得ることを目標として、この条約の締約国でない国に対し、この条約を批准し、受諾し、承認し、又はこれに加入するよう奨励する。

2　締約国は、3に規定するすべてのこの条約の締約国でない国の政府に対してこの条約に基づく自国の義務について通報し、及びこの条約が定める規範を奨励するものとし、これらの国がクラスター弾の使用を抑制するよう最善の努力を払う。

3　第一条の規定にかかわらず、及び国際法に従い、締約国又はその軍事上の要員若しくは国民は、この条約の締約国でない国であって締約国に対して禁止されている活動を行うことのあるものとの間で軍事的な協力及び軍事行動を行うことができる。

4　3の規定は、締約国に対し、次のことを行うことを認めるものではない。

(a)　クラスター弾を開発し、生産し、又は生産以外の方法によって取得すること。

(b)　自らクラスター弾を貯蔵し、又は移譲すること。

(c)　自らクラスター弾を使用すること。

(d)　使用される弾薬の選択権が専ら自国の管理の下にある場合において、クラスター弾の使用を明示的に要請すること。

第二十二条　寄託者

国際連合事務総長は、ここに、この条約の寄託者として指名される。

第二十三条　正文

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

外務大臣　岡田　克也
経済産業大臣　直嶋　正行
防衛大臣　北澤　俊美
内閣総理大臣　菅　直人

（右条約の英文）

CONVENTION ON CLUSTER MUNITIONS

The States Parties to this Convention,

Deeply concerned that civilian populations and individual civilians continue to bear the brunt of armed conflict,

Determined to put an end for all time to the suffering and casualties caused by cluster munitions at the time of their use, when they fail to function as intended or when they are abandoned,

Concerned that cluster munition remnants kill or maim civilians, including women and children, obstruct economic and social development, including through the loss of livelihood, impede post-conflict rehabilitation and reconstruction, delay or prevent the return of refugees and internally displaced persons, can negatively impact on national and international peace-building and humanitarian assistance efforts, and have other severe consequences that can persist for many years after use,

Deeply concerned also at the dangers presented by the large national stockpiles of cluster munitions retained for operational use and *determined* to ensure their rapid destruction,

Believing it necessary to contribute effectively in an efficient, coordinated manner to resolving the challenge of removing cluster munition remnants located throughout the world, and to ensure their destruction,

Determined also to ensure the full realization of the rights of all cluster munition victims and *recognizing* their inherent dignity,

Resolved to do their utmost in providing assistance to cluster munition victims, including medical care, rehabilitation and psychological support, as well as providing for their social and economic inclusion,

Recognizing the need to provide age- and gender-sensitive assistance to cluster munition victims and to address the special needs of vulnerable groups,

Bearing in mind the Convention on the Rights of Persons with Disabilities which, inter alia, requires that States Parties to that Convention undertake to ensure and promote the full realization of all human rights and fundamental freedoms of all persons with disabilities without discrimination of any kind on the basis of disability,